

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成20年2月18日作成)

法令名	地方自治法施行令
根拠条項	第91条第2項
許認可等の種類	条例の制定又は改廃請求代表者証明書の交付
法令の定め	<p>第91条 地方自治法第七十四条第一項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下条例制定又は改廃請求代表者という。）は、その請求の要旨（千字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書を以て条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに前項の証明書を交付し、且つ、その旨を告示しなければならない。</p>
審査基準	
標準処理期間	<p>総期間 14日一月（注：休日は含まない。）</p> <p> 經由機関 日・月（ ）</p> <p> 協議機関 日・月（ ）</p> <p> 処分機関 日・月（ ）</p>
処分担当課	条例所管担当課
申請先	同上
問い合わせ先	総務部人事局法制文書課（電話番号：011-231-4111 内線22-267）
備考	法令の定めにくくされているため審査基準は設定しない。